

## 5. 学校生活案内

### 【1】充実した高校生活を送るために（生徒指導部より）

堺東高校に入学する前に以下の点に十分注意し、理解した上で充実した高校生活を送るスタートラインとなる入学式に望めるように心がけて下さい。

#### (1) 懲戒について

高等学校では中学校までと違い、問題行動等があると停学等の懲戒処分があります。問題行動の種類は主に下記のようなものがあります。3年間このような行動で処分、指導を受けることのないように注意下さい。

・喫煙（ニコチン、タールの有無に関わらず、加熱式タバコ・電子タバコを含む） ・喫煙具所持 ・飲酒（ノンアルコール飲料を含む） ・窃盗 ・万引き ・暴力行為 ・暴言 ・不正行為 ・単車／自動車登校（制服による単車乗車は単車登校とみなします。やむを得ぬ場合以外の保護者以外の車での送迎も禁止です） その他。

#### (2) 頭髪・装飾品について

社会一般に内面を理解してもらうまでには時間がかかり、まずは外見で判断されるのが現実です。登下校時の頭髪や服装で堺東高校全体が判断され、その評価が君たちにはね返ってくるのも事実です。同じくピアス等の装飾品も制服にはふさわしくありません。また、染髪やパーマは頭髪や頭皮を非常に痛めることにもなります。本校では染髪・パーマは禁止しており、違反者に生徒指導部が中心になり呼び出し指導、再登校指導、ピアス・指輪・ネックレス等の装飾品は預かり指導を行っています。3年間注意、指導を受けることのないようにして下さい。

#### (3) 制服について

男女とも、服装規定に書いてある本校制定の制服を正しく着用すること。男子の変形学生服や変形ズボン、女子の変形スカート（切ったり、縫い代を出したり）等、一切認められませんので注意して下さい。

**始業式翌日より10月31日までは、調整期間として本校指定のセーター、ベストを着用して通学してもよいことになっています。（1年生は学年より指示します。）11月1日より始業式までは必ず全員冬服着用になっています。（本校指定のセーター・ベスト以外のものはすべて預かります。また、女子のスカートの下に長いジャージをはいたりすることも禁止です。）**

身だしなみを整えることは学校にも本人にもプラスになることはあってもマイナスになることはありません。常に正しい服装を心がけなさい。

## (4) 部活動について

本校は8割を超える生徒が部活動を行っています。部活動を行うことにより大人になるための人間関係を作ったり、毎日の生活習慣を安定させることにより学習面でもよい効果を得ることができます。高校生活を充実したものにするためにも全員が何かの部活動に入部することを勧めます。

## (5) 始業時間について (遅刻の防止のため)

8時35分のSHRから始まります。チャイムの鳴るぎりぎりに登校するよりは少しでも余裕を持って登校し、遅くとも正門を8時25分には通過するようにしなさい。遅刻をすると授業の妨げにもなりますし、生活習慣の乱れは学習面にもよい影響は与えません。また、遅刻の回数の多い生徒には生徒指導部が呼び出し、早朝登校指導などの遅刻指導を行っています。卒業まで無遅刻を目指しなさい。

## (6) 持ち物について

学校生活に必要なものは持ってこないようにしなさい。高校生に相応しくない高価なブランド品は必要ありません。特に貴重品関係は盗難等のおそれもあるのでくれぐれも注意しなさい。(持ち物に関しては自己管理をしてもらいます。個人ロッカーに必ず鍵をかけなさい。)

携帯電話に関しては、校内使用禁止です。校内では電源を切って鞆の中に入れておくこと。校内での使用は厳しく対処します。マナーをしっかりと守りましょう。

また、持ち物にはすべて(スリッパ、シューズや制服のネクタイ・リボンも含めて)はつきりとわかるように記名しておきなさい。

## (7) 挨拶・美化について

登校時、下校時を問わず、大きな声で挨拶を心掛けよう。先生、友人に限らず来校されている人たちに常に明るく挨拶ができる生徒のいる学校はとても好印象を与えます。また、ゴミを出さない。落ちているゴミに気づいたら拾ってゴミ箱へ。ということを全員が心がけたら堺東高校は更にきれいな高校になります。

身近なことから少しずつ気をつけよう。

以上の点をよく理解し、堺東高校生としての第1歩をスムーズに踏み出せるようにしましょう。

### 【3】学校内のスマートフォン・携帯電話の取り扱いについて

#### スマホ警報発令中！

大阪府では2009年度から公立学校における携帯電話の持込を禁止しました。本校でもその措置を受けて携帯電話の校内での使用を禁止しています。ご協力よろしくお願いいたします。

携帯電話をめぐる問題は各学校で多発しています。ラインで他人を不快にする内容や、事実無根のことを書き込んだケース、他人の個人情報を勝手に流したケース、ツイッターに飲酒を思わせる写真を掲載したケースなどがあります。こうしたケースでは、ネットが自分たちの仲間内だけではなく、全世界につながっていることを理解せずにほんの軽い気持ちで行っていたようです。こうした不用意な行動は深刻な事態につながります。

昨年度合格者登校で行った堺東高校の1年生対象アンケートの結果の一部をご報告するとともにスマートフォン・携帯電話の危険な側面についてお伝えします。

#### ① 大人と子供の間の温度差

多くの大人たちに比べて、高校生は積極的に携帯電話を活用しています。堺東高校の1年生（2018年4月調べ）の使用状況はLINE（93%）、通話（82%）、情報検索（82%）、カメラ（80%）、動画（79%）、音楽プレーヤー（74%）、ゲーム（69%）、ツイッター（60%）、メール（48%）となっています。動画を見ている割合が年々増えています。

1日の利用回数時間も62%が2時間以上と答えています。子供を犯罪から守るためにスマートフォン・携帯電話の利用についてご家庭で話し合いをすることが大切です。

#### ② ライン（LINE）は便利のものだけど

LINEは無料通話やグループチャットなど様々なサービスがあり生徒たちに人気です。スマートフォン所有者の93%がLINEを利用しています。LINEを利用している生徒の約6割が1日に2時間以上もLINEを利用しています。（グラフ参照）生徒の中には、LINEによって睡眠時間が奪われると答えている者もいます。

LINEはそのメッセージに「既読」と表示され、何人が読んだかわかるようになっていきます。そのために生徒たちはなかなかLINEのグループチャットをやめることができず長時間使用しているようです。また、LINE IDを不用意にネットに載せた例や文字によるやり取りなので誤解されてトラブルになった例もあります。

合格者のみなさん、SNSを長時間使用してしまわないように気をつけてください。LINEには一度送信したメッセージを削除する機能がありますが、感情のままに書き込んで、誤解されるような記述をしないように心がけてください。

#### ③ ツイッターは楽しいけれど

ツイッターを利用するスマートフォン利用者は年々増加しています。昨年度4月のアン

ケートで、本校の利用者は60%でした。また、入学後、高校でツイッターを利用し始める生徒も多くいます。生徒たちは、自分の出身中学や本校での所属クラスを気軽に書き込んでいます。中には、ツイッターに不適切な言動や写真を書き込んで外部から指摘される例もあります。また、単純なパスワードを設定していたためにツイッターIDを乗っ取られた例も他校から報告されています。

合格者のみなさん、自分のプライバシーを守るだけでなく、友だちや知り合いの写真や行動も勝手に公開してしまわないようにしてください。

#### ④ インターネットには危険がいっぱい

子供たちの多くはツイッターなどSNSや掲示板、動画サイトに書き込みをしています。しかし、書き込み内容を自由に読むことが可能なものであるとあまり認識していません。自分や友人の個人情報を書き込んだり、写真を載せたり、名誉毀損罪（刑法230条）や侮辱罪（同231条）に該当するような誹謗中傷を書き込んでいる場合もあります。書き込みの内容が原因でトラブルが起こったり、書き込み内容が悪用される場合もあります。知らないうちに犯罪の被害者・加害者になる可能性があるということです。

2003年に出会い系サイト規制法が成立し、処罰が強化されました。近年は、出会い系サイトよりツイッターなどSNSを通じての犯罪被害が増加しています。出会い系サイトにしてもSNSにしてもアクセスするのはスマホからが多くを占めています。危険性をよく知り、自衛することが身を守る有効な手段です。

ほかにも「自殺系サイト」「闇の職安」「ネットギャンブル」「違法物品（麻薬・劇薬・爆発物・銃）密売サイト」「ネットオークション」にも簡単にアクセスできます。軽い、興味本位の気持ちでアクセスして被害に遭う生徒もあとを絶ちません。

#### ⑤ スマホ・ケータイによるいじめ（人権侵害）

匿名で悪質な書き込みを執拗に続け、逮捕にまで至ったケースもあります。LINEのグループチャットを利用したいじめ（人権侵害）事件も増加しています。ツイッターやLINEに書き込んだ生徒は「これくらい大（たい）したことではない」、「ふざけているだけで笑いが必要」と思っているかもしれませんが、しかし、書き込まれた当人は深く傷ついています。こうした書き込みは、非常に卑劣な行為だということを理解する必要があります。もちろんSNSへの匿名の書き込みも警察が調べれば必ず書き込んだ人物が判明します。

## もし書き込みの被害にあったら



### <被害にあったときの対応>

- ① サイトの場所や内容を保存しておく（そのページの写真でも OK）
- ② 保護者や学校に相談する
- ③ サイトの管理者やプロバイダに削除を依頼する
- ④ 最寄の警察署か法務局に相談する

例) みんなの人権110番（法務局人権擁護局全国共通人権相談ダイヤル）  
（0570-003-110・インターネットでの相談もできます）

## ご家庭でスマホ利用のルール作りを早急に!!

保護者の皆様もお子様と十分に話し合って納得のできるルール作りを行ってください。このルールは子供を縛るためのものではなく、生命を守り、健やかな生活を送らせるためのものです。

18歳未満の青少年が利用する携帯電話については、保護者が不要の申出をしない限り、フィルタリングの利用が条件となっており、携帯電話事業者は無償でフィルタリングサービスを提供しています。

※なお、無線LAN利用の時は、携帯電話会社が勧めるフィルタリングソフトを使うことをお勧めします。

- ・ スマートフォン・携帯電話の内容を保護者が見ても文句を言わない。  
（未成年が違法行為をすれば保護者が監督責任を問われます）
- ・ 支払い料金を考え、高校生として適正な契約内容にする。
- ・ 「出会い系サイト」など、危険なサイトには絶対にアクセスしない。
- ・ むやみに個人情報（写真・名前・自宅・携帯番号・LINE IDなど）を公開しない。
- ・ 友人の個人情報を勝手に書き込んだりしない。
- ・ 公共の場での使用法には注意する。
- ・ 掲示板やブログに悪口や、不用意な内容を書き込まない。もし書いてもすぐ削除する。
- ・ 不愉快な内容を書き込まれてもすぐに書き込み返さない。
- ・ 知らない人とメッセージ等のやり取りをしない。もちろん会ったりしない。 等

## 生徒心得

堺東高校の生徒は、自尊・敬愛・堅忍・協同・好学・進取の6綱領の精神を額にかざし、常に秩序正しく、生気に満ちた学習活動を中心にして、心身ともに健全で、明朗、創造的であって、均衡と信頼のあふれる校風をつくるようつとめたい。

### 1. 生活態度一般

- (1) 独立自尊の精神にあふれ、みだりに他人に依存せず、また迷惑をかけないこと。
- (2) うるわしい友情、共同生活への奉仕の精神に満ちた生活をする。
- (3) 全職員、全生徒が協同と相互扶助の心をもって、学校がよく融けあったコミュニティになるようつとめよう。
- (4) 学校生活は諸規定を守ることによって、秩序や規律が保たれる。そして教師の指導や助言によって、その内容が高められる。率直な態度で指導を受けるようにしよう。
- (5) 態度・言語は人の品位をあらわすから、つねに自他の立場を忘れず、たがいに人格を尊重して、よく真情を表現しよう。
- (6) いかなる問題の解決にも、暴力にうったえることは絶対に許されない。校内に刃物など危険なものは持ち込まない。
- (7) 飲酒・喫煙は法も禁じている。学校の秩序維持からも許されない。

### 2. 校内の心得

学校は人格陶冶の場所であるから、なにごとも誠意をもって、進取積極的、かつ協同して助けあうように行動しよう。

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退はしないようにつとめ、やむを得ず欠席・遅刻をする場合は必ず保護者を通じて学校に連絡しよう。
- (2) 登校後は許可なくして校外に出てはならない。下校時刻を守ること。
- (3) 下校時刻後、学校にとどまる必要のある生徒は、担任又は部顧問に事前の届け出をしよう。
- (4) 休日には登校しないことを原則とする。部活動は顧問の指導のもとにおこなう。
- (5) 教室内では静粛にし、姿勢を正しくしよう。授業など課業の前後には先生に礼をする。
- (6) 廊下階段や教室・歩道等での遊戯は安全上問題があるのでやめ、走ったり人

の迷惑になるような行動はつつしもう。

(7) 上履きは、所定のスリッパを用いること。

(8) 校舎校庭を愛護し、学校の美化につとめよう。

㊤ 掃除は毎日ていねいに実行し、ひとりひとりが汚さぬことが、なにより肝心である。

㊥ 建物器具に落書・いたずらは絶対にしない。紙屑など見つけたら、すぐ拾い、屑入れに入れよう。

㊦ 共同使用の状況を見れば、その学校の人々の心情がわかるという。注意して取り扱い、後始末と整頓を心がけ、誤って破損したときは、直ちに担任など関係の先生に届けよう。

(9) 所持品には必ず自分の学年・組・番号・氏名を明記する。貴重品は学校に持参しないこと。

(10) 金銭・物品の貸借はやむを得ないとき以外にはしないこと。

(11) 金銭・物品を校内で紛失・拾得あるいは忘れ物をしたときは、担任又は係の先生にすぐ届け出ること。

(12) 個人ロッカーは施錠を厳重にし、つねに整理整頓のうえ清潔を保つこと。また他人のロッカーに、むやみに触れないこと。

(13) 集会や掲示は必ず係の先生を通じて学校の許可を受けなければならない。その場合、とくに諸規定や先生の指示に従うこと。

### 3. 校外の心得

校外では自分1人の行動が、誇りある堺東高生徒の名誉にかかわることを自覚して行動しよう。

(1) 通学は徒歩を奨励する。単車及び自動車による登下校は認めない。

(2) 通学の道順には、徒歩・自転車ともに危険な場所は避け、できるだけ2人以上の集団登下校をすること。

(3) 途中事故等に遭った場合は、たとえ軽傷の場合でも、必ず相手方の連絡先（氏名・住所・電話番号等）を控え、保護者・担任・係の先生に事故の報告をすること。

(4) 自転車通学は、許可制とする。

(5) 自転車通学を希望するものは、期日までに自転車通学許可願を担任に提出し、係の先生の許可を得なければならない。

(6) 自転車通学の許可を受けたものは、ステッカーを所定の箇所に貼りつける

こと。また自転車置き場に整頓して置くこと。

(7) 自転車通学生徒はとくに次の点に留意すること。

㉑ 自転車は軽車両に含まれる。通行優先順位は最下位であるから、他の車の通行を妨げてはならない。

㉒ 自動車と同じく、一時停止など交通法規を厳守する。

㉓ 二人乗りや傘走行、また携帯電話の操作をしながらなどの危険な乗り方をしない。

㉔ 道路の左端を1列で通行し、2列以上で並走しない。

(8) 学校への往復に寄り道をしないこと。とくに必要のあるときは、あらかじめ保護者に告げておこう。

(9) 夜間はなるべく外出しないこと。

(10) すべて不健全な娯楽・勝負事はしないこと。そのような場所への出入りや過大な浪費はつつしもう。

(11) アルバイトは高校生としては好ましくないものなので、極力しないこと。

(12) 登山・ハイキング・スキー・海水浴など危険を伴う任意の行事については、周到な計画をたて、保護者の承諾を得ること。

#### 4. 交友・交際

高校における、うるわしく明朗・健全な友情は生涯の心の糧である。男女に限らず、友人が互いに協力して、いましめ励まし、助け合い喜びあって、意義ある高校生活を送ろう。

(1) 良い交友関係をもつことが極めて大切である。真の友情は、喜びと憂いをもとにし、時には愛情をもっていましめ合うところに生ずる。

(2) 良くないことは、きっぱりとはね返す勇気が必要である。交友・交際上で問題が生じたときには、保護者・担任に相談しよう。

(3) すべて校外での交友・交際・訪問は、互いに保護者に紹介して、心配をかけるないようにしよう。

(4) 夜遅く友人を訪問することはつつしもう。

(5) 交友・交際を強要して、相手の人格を無視しないこと。

(6) 男女の交際はとくに慎重にしよう。

#### 5. 服装・頭髪

その人の教養・人格があらわれるのは、まず身だしなみである。服装・頭髪ともに堺東高生としての誇りをもって整えよう。



- (1) 本校指定の制服を着用すること。変形改造は不可とする。
  - (2) 制服以外で身につけるもの（防寒具・ストッキング・ソックス・靴等）は、登下校にふさわしい華美でない高校生らしいものでなければならない。男女ともベスト、セーターを着用してもよいが、必ず本校指定のものを着用すること。
  - (3) 頭髪のパーマ・染色・脱色等は不可とする。
  - (4) 装飾品を着用しないこと。
- 注 詳細については、服装規定を参照のこと。